

# 境界確認申請の手引き

令和4年7月

本庄市都市整備部道路管理課

## 目次

I	境界確認申請の概要	…P. 1
II	境界確認手続きの流れ	…P. 3
III	境界確認申請書の作成方法	…P. 7
IV	道水路境界協議図の作成方法	…P. 12
V	道路境界確認書の作成方法	…P. 14
VI	道水路境界確定図の作成方法	…P. 16
VII	様式集	…P. 18

- ・ 市道（水路）と民有地の境界確認申請書
- ・ 取下書
- ・ 公共基準点使用（包括）承認申請書
- ・ 公共基準点使用報告書
- ・ 立会証明書押印について（依頼）
- ・ 道路（水路）境界に関する証明願

# I 境界確認申請の概要

## 1. 境界確認について

市道（水路）と民有地の境界確認（以下「境界確認」といいます。）は、市が所有又は管理する道路、水路等の公共用地（以下「公共用地」といいます。）と、これに隣接する土地の所有者とその境界を明らかにすることをいいます。

## 2. 境界確認の対象範囲

境界確認の対象となる公共用地は、以下のとおりです。

- （１）道路法(昭和27年法律第180号)に基づいて認定している市道
- （２）認定外道路
- （３）水路

## 3. 境界確認の申請者

境界確認の申請者は、市が管理する公共用地に隣接する土地の所有権登記名義人（土地所有者）とします。ただし、下記（１）～（６）に該当する場合はそれぞれの定めるところによります。

- （１）法人が土地所有者の場合は代表者又は当該土地の処分権を有する者。ただし、法人が解散又は倒産した場合は、清算人又は管財人とします。
- （２）共有地の場合は、原則として共有者全員。ただし、共有者の１人が他の共有者の委任を受けた場合にあっては、委任を受けた者が申請をすることができます。
- （３）土地所有者が死亡している場合は、原則として法定相続人全員。遺産分割協議書、遺言公正証書等がある場合は、その権利者。なお、それらの写しを申請書に添付してください。ただし、相続人の１人が他の相続人の委任を受けた場合にあっては、委任を受けた者が申請をすることができます。
- （４）土地所有者が未成年者や成年被後見人などの制限行為能力者の場合は、法定代理人（親権者・後見人等）。なお、その旨を証する書面（親権者にあっては、戸籍謄本の写し、後見人にあっては登記事項証明書の写し等）を申請書に添付して下さい。
- （５）公共事業のため境界確認を必要とする場合は、施行主体の国、地方公共団体、その他公的機関が土地所有者に代わって申請することができます。その際は、当該公的機関においてその事業に関し権限を有する者を申請者とし、土地所有者の委任状は不要とします。
- （６）上記（１）から（５）に関わらず、土地所有者に代わって事務の一部を代理する場合は、その代理人が申請書に「委任状」を添付のうえ、委任状に記載の事務を行うことができます。

## 4. 代理人の選任

土地所有者は、境界確認を申請しようとするときは、代理人（土地の測量・図面作成の能力を有する者）を選任するものとします。

## 5. 境界確認手続きの流れ

境界確認手続きの流れは、「Ⅱ 境界確認手続きの流れ」のとおりです。

## 6. 境界確認申請書の作成

境界確認申請には、「市道（水路）と民有地の境界確認申請書（様式第1号）」を作成してください。申請書の作成にあたっては、「Ⅲ 境界確認申請書の作成方法」をご確認ください。

※境界確認申請は、道路管理課窓口で受付いたします。

## 7. 申請の取り下げ

申請を取り下げる場合は、様式集の「取下書」を提出してください。

## 8. 境界不調

以下に該当する場合は、境界不調として取り扱います。

- (1) 申請書の受理後 (③)、3ヶ月を経過しても申請者側の原因により、境界確認 (⑨) が完了しないとき
- (2) 立会の終了後 (⑦)、3ヶ月を経過しても申請者側の原因により、道水路境界確定図・道路境界確認書の提出 (⑨) がない場合

※申請者から相当な遅延理由等の申出があった場合はこの限りではありません。

## 9. 境界確認申請窓口とお問い合わせ先

〒367-8501

埼玉県本庄市本庄3丁目5番3号

本庄市都市整備部道路管理課管理係

電話：0495-25-1135（直通）

FAX：0495-24-0242

## II 境界確認手続きの流れ

手続きの流れ	土地所有者等の手続き及び提出書類	道路管理課の業務
①事前相談 ↓	<input type="checkbox"/> 道路管理課窓口で境界確認が必要であるか否かの相談	■資料調査・回答
②資料収集 ↓	<input type="checkbox"/> 道路管理課窓口で資料請求	■資料提供
③境界確認申請 ↓	<input type="checkbox"/> 境界確認申請書作成・申請 「Ⅲ 境界確認申請書の作成方法」を参照。	■内部審査・受理。必要に応じて補正、添付書類の追加
④現地測量 ↓	<input type="checkbox"/> 提供資料等をもとに現地の測量  「本庄市公共基準点管理保全要綱」に基づき、 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公共基準点使用手続き</li> <li>・公共基準点使用報告書</li> </ul> </div> を基準点管理者（道路管理課）へ提出。	
⑤道水路境界協議図提出 ↓	<input type="checkbox"/> 道水路境界協議図を作成・提出。必要に応じて補正 「Ⅳ 道水路境界協議図の作成方法」を参照。	■内部審査。必要に応じて打ち合わせ・補正指示 (1週間程度)
⑥仮境界点表示 ↓	<input type="checkbox"/> 現地に仮境界点の表示	■仮境界点の現地確認 (1週間程度)
⑦境界立会 ↓	<input type="checkbox"/> 任意の立会日を設定し、関係地権者立会のもと、境界確認  <input type="checkbox"/> 道路境界確認書を作成 「Ⅴ 道路境界確認書の作成方法」を参照。	
⑧境界標の設置 ↓	<input type="checkbox"/> 確定した境界点に境界標を設置	■杭の支給 (黄プラスチック杭)
⑨道水路境界確定図、道路境界確認書提出 ↓	<input type="checkbox"/> 道水路境界確定図作成・提出 「Ⅵ 道水路境界確定図の作成方法」を参照。 <input type="checkbox"/> 道路境界確認書提出	■内部審査。境界確認記録作成 (受付～決裁まで1週間程度)
⑩証明書等交付	<input type="checkbox"/> 立会証明書の押印について（依頼）、道路（水路）境界に関する証明願申請書作成	■立会証明書押印、証明書交付 (1週間程度)

### ①事前相談

道路管理課窓口にて、境界確認を実施しようとする土地の境界確認が必要か否かの確認をお願いします。

過去に境界確認が完了している場合は、原則として⑩証明書等交付で対応することが可能です。ただし、現地に境界標が残存していて、過去の境界確認の成果と現地に残存する境界標に大きな乖離がある場合には、成果どおりに境界標を復元する必要がある場合があります。詳しくは道路管理課窓口にお問い合わせください。

### ②資料収集

測量を行うにあたり、道路管理課窓口で下記の資料請求をお願いします。

- (1) 道路台帳平面図、境界点図
- (2) 本庄市道路台帳基準点座標・境界点座標、基準点網図
- (3) 過去の境界確認資料
- (4) 路線測量資料
- (5) 地籍調査事業資料（地籍図根三角測量・地籍図根多角測量・細部図根測量成果、地籍図（アルミケント図）、面積測定成果簿）
- (6) 土地改良事業資料（土地改良換地確定図、多角点成果、確定測量面積計算簿等）
- (7) その他境界確認に必要な資料

なお、複写に係る実費の額は「本庄市行政資料等の複写実費徴収規則（平成18年7月11日）」に基づき下記のとおりです。資料請求の際に、道路管理課窓口にて納入してください。

区分		金額
乾式複写機による写し	A3判、A4判、B4判	単色刷り1枚につき 10円
	又はB5判	多色刷り1枚につき 20円
	A0判、A1判、A2判、 B1判、B2判又はB3判	単色刷り1枚につき 100円
		多色刷り 実費相当額
電磁的記録の用紙への出力	A3判、A4判、B4判	単色刷り1枚につき 10円
	又はB5判	多色刷り1枚につき 20円

### ③境界確認申請

「Ⅲ 境界確認申請書の作成方法」を参照して作成してください。

### ④現地測量

境界確認申請を提出していただいた後、提供資料をもとに、現地の測量を実施してください。なお、公共基準点を使用する場合には、「本庄市公共基準点管理保全要綱（平成19年9月21日）」第4条に基づき、公共基準点の使用手続きを行ってください。また、公共

基準点使用報告書を提出してください。

#### ⑤道水路境界協議図提出

「Ⅳ 道水路境界協議図の作成方法」を参照のうえ、道水路境界協議図を提出してください。

境界立会に先立ち、道水路境界協議図により協議を行いますので、申請書の提出後、資料を参考に測量を実施したうえで、速やかに道水路境界協議図を提出してください。また、境界標の画像情報を添付してください。

境界確認の担当者が協議書を確認させていただき、必要に応じて打ち合わせ、補正をお願いする場合があります。

#### ⑥仮境界点表示

現地立会にあたり、事前に現地にペンキ等で仮境界点の表示を行ってください。境界立会前に、境界確認の担当者が現地確認させていただく際に必要になります。

#### ⑦境界立会

境界立会は、任意で立会日を設定し、申請者、隣接地・対向地の土地所有者が行います。市は、事前に仮境界点の確認を行っているため、原則、立会には同行いたしません。なお、特別な事情により、立会に同行する必要がある場合には、道路管理課担当者までご相談ください。

境界立会の実施にあたり、「Ⅴ 道路境界確認書の作成方法」を参照のうえ、道路境界確認書を用意して立会を実施してください。立会の際に、隣接及び対向地の土地所有者の署名、捺印が必要になります。

#### ⑧境界標の設置

立会の結果、確定した境界点に境界標を設置してください。道路管理課窓口にてプラスチック杭を支給させていただきます。プラスチック杭を設置できない場合は、市販の鋳や金属プレートをお使いください。

#### ⑨道水路境界確定図、道路境界確認書提出

「Ⅵ 道水路境界確定図の作成方法」を参照のうえ、道水路境界確定図を作成し、道路境界確認書と合わせて提出してください。

- (ア) 道水路境界確定図（1部）
- (イ) 境界標の画像情報（遠景・近景）
- (ウ) 道路境界確認書（1部）

道水路境界確定図は、境界確認の担当者が境界確認記録を作成し、一般の閲覧に供します。

#### ⑩証明書等交付

境界確認の一連の手続きが終わりましたら、立会証明書への押印、道路（水路）境界に関する証明を交付することができます。立会証明書への押印、道路（水路）境界に関する証明

が必要な場合は、別途申請してください。

立会証明書は、申請地土地所有者と隣接土地所有者とが立会し、土地の境界について異議なく確認されたことを証する書面です。市は申請地に隣接する公共用地の管理者として立会証明書に押印するものです。

道路（水路）境界に関する証明は、申請地と市が管理する公共用地との境界を、道水路境界確定図に基づき証明するものです。

なお、立会証明書の押印の手数料は無料ですが、証明書交付に係る手数料は「本庄市手数料条例（平成18年1月10日）」に基づき下記のとおりです。証明書受領の際に、道路管理課窓口にて手数料を納入してください。

項	手数料を徴収する事項	手数料の金額
76	その他の証明	1件につき 200円

### Ⅲ 境界確認申請書の作成方法

境界確認の申請は、「市道（水路）と民有地の境界確認申請書」（様式第1号）を作成してください。

#### 1. 申請地

境界確認を申請する土地の地番を記入してください。申請する土地が連続する筆かつ土地所有者が同一の場合は、一つの申請書にまとめて申請することが可能です。

#### 2. 申請地所有者（土地所有者）

土地登記簿の権利部（甲区）に登録されている所有者の住所、氏名を記入してください。

#### 3. 申請者

- (1) 「I 3. 境界確認の申請者」の区分により、記入してください。
- (2) 土地所有者が選任した代理人が申請する場合は、下記に定めるとおりに記入してください。
  - (ア) 土地家屋調査士の場合  
「土地家屋調査士・氏名」を記載してください。
  - (イ) 法人の場合  
「法人名・代表者肩書き・代表者名」を記載してください。
  - (ウ) 測量士や法人登記されていない法人の場合  
「測量士・氏名」「商号など・氏名」を記載してください。

#### 4. 添付書類

申請書に以下の書類を添付してください。

- (1) 位置図  
地図の写し等に申請地を**朱書き**で表示したものを添付してください。
- (2) 公図の写し（法務局備え付けの公図を複写したもの又は登記情報提供サービスの地図を複写したもの）
  - (ア) 発行日から3ヶ月以内のものを添付してください。
  - (イ) 申請地の対向地及び前面道路部分についても添付してください。
  - (ウ) 申請箇所は**朱書き**で表示してください。
- (3) 関係地主一覧表  
下記（ア）～（エ）について、地番、所有者、登記簿上の住所を調査し、関係地主一覧表に記入してください。
  - (ア) 申請地
  - (イ) 申請地の両隣の土地
  - (ウ) 申請地に隣接する道路が公図上4m未満の場合には申請地の道路対向地
  - (エ) 申請地に隣接する有地番の公有地（道路・水路等）
- (4) 申請地及び関係地の測量図・分筆図及び登記事項証明書  
下記（ア）～（エ）について、法務局備え付けの地積測量図及び登記事項証明書の写

しを添付してください。

(ア) 申請地

(イ) 申請地の両隣の土地

(ウ) 申請地に隣接する道路が公図上 4 m未満の場合には申請地の道路対向地

(エ) 申請地に隣接する有地番の公有地（道路・水路等）

(5) 委任状

「委任状」は市の様式を使用するものとし、委任する権限について、「委任状」に記載された番号を○で囲んでください。

(6) 印鑑証明書

委任者の印鑑証明書（発行日から3ヶ月以内のもの）を添付して申請時に提出してください。

なお、土地所有者自身が境界確認を行い、道路境界確認書に署名・押印する場合は、印鑑証明書の添付は必要ありません。

様式第1号(第4条関係)

## 市道(水路)と民有地の境界確認申請書

申請地 本庄市 申請する土地の地番を記入してください。 地先道路

申請地住所 土地登記簿の権利部(甲区)に登記されている  
所有者氏名 所有者の住所・氏名を記入してください。

申請理由 1 建築確認申請に係る境界確認  
・道路後退用地部分の寄附の意思 (有・無)  
2 官民境界不明による境界確認  
3 その他( )

**該当する番号を○で囲んでください。その他の場合は、理由を記載してください。**

## ※添付図書

位置図、公図の写し、関係地主一覧表、申請地及び関係地の測量図・分筆図及び登記事項証明書、委任状、印鑑証明書

年 月 日

申請人 住 所 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_  
電話番号 \_\_\_\_\_

(あて先)本庄市長

**「Ⅲ 境界確認申請書の作成方法 3. 申請者」の区分により、記入・押印してください。**

- 備考 1 申請人は、申請地所有者又は代理人。代理人により申請する場合は、委任状(別紙)を付けてください。
- 2 当日は関係地主に印鑑持参の上、立ち会ってもらうよう連絡をお願いします。関係地主とは、道路又は水路を挟み、申請地と対向する土地の地主と両側の隣接地主をいう。

## 関係地主一覧表

地 番	所 有 者	住 所	備 考
1-1	A	本庄市○丁目○番○号	
1-2	B	本庄市△丁目△番△号	
1-3	C	本庄市×丁目×番×号	
2-1	D	本庄市□丁目□番□号	

①～④の地番、所有者、登記簿上の住所を記載してください。

①申請地

②申請地の両隣の土地

③申請地に隣接する道路が公図上4m未満の場合には  
申請地の道路対向地

④申請地に隣接する有地番の公有地（道路・水路等）

--	--	--	--

# 委任状

住所 本庄市〇丁目◇◇番地

私は、氏名 土地家屋調査士 本庄 太郎 を代理人と定め

連絡先 0495-〇〇-〇〇〇〇

下記の権限を委任します。

該当する番号を〇で囲んでください。

記

1. 市道（水路）と民有地の境界確認申請に関する一切の件。
2. 市道（水路）と民有地の境界確認立ち会いに関する一切の権限。
3. 市道（水路）境界に関する証明願等の申請、受領に関する一切の件。

（注意）該当する項目の番号を〇で囲みください。

令和 年 月 日

委任者 住所 本庄市〇丁目〇番〇号

氏名 A 印（登録印）

連絡先 0495-〇〇-××××

（あて先） 本 庄 市 長

## IV 道水路境界協議図の作成方法

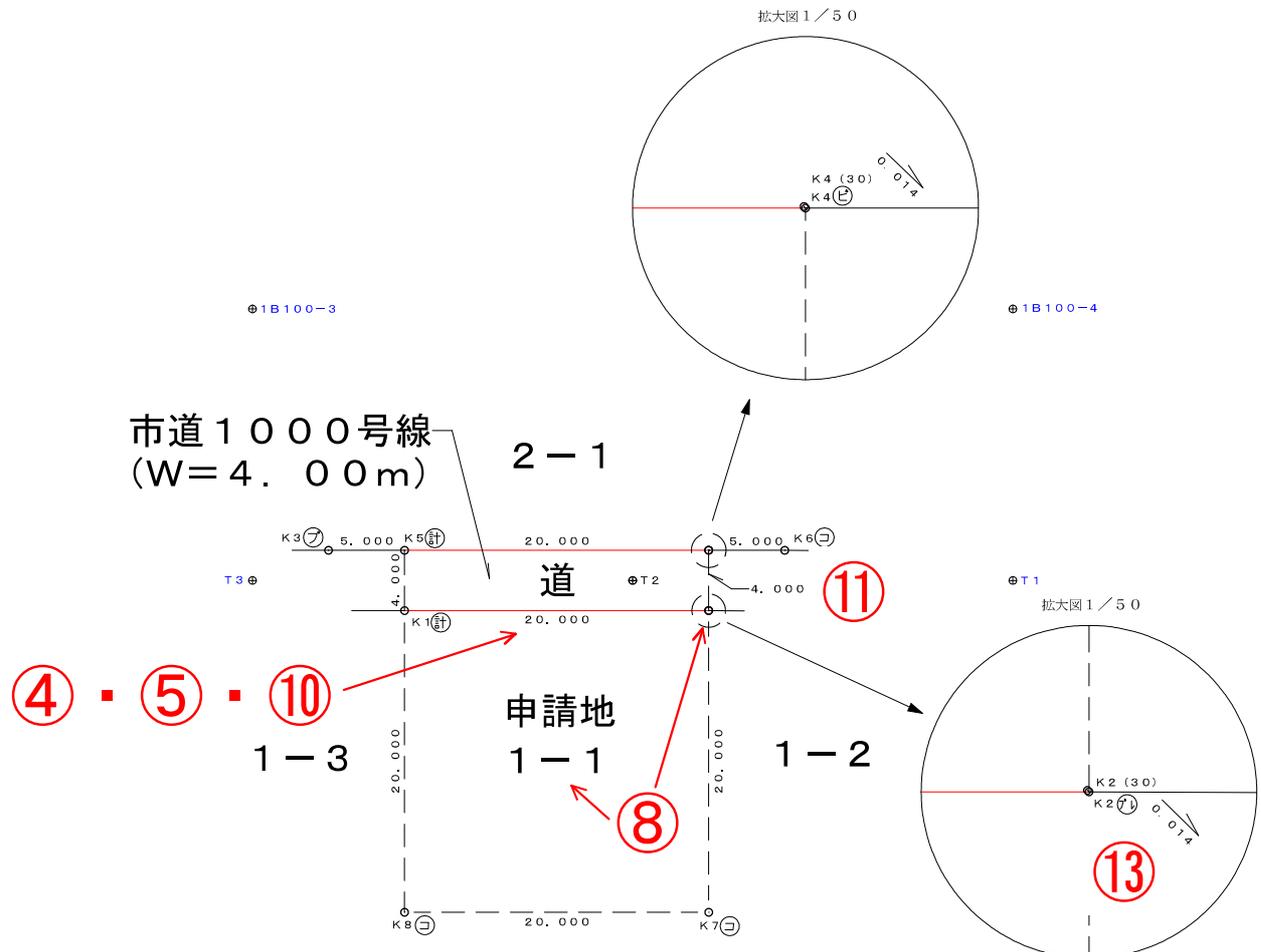
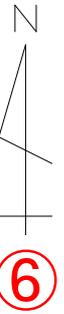
道水路境界協議図は、別紙の作成例を参照の上、下記事項に留意し作成をお願いします。

- ①表題部については作成例を参考にし、申請地が複数ある場合は代表地番を記載します。
- ②用紙は日本工業規格 A 列 1 番、2 番、3 番、4 番とします。
- ③縮尺は、原則として 1 / 5 0 0 とします。
- ④寸法は算用数字を用います。
- ⑤境界線及び幅員の寸法は m (メートル) 単位とし、1 / 1 0 0 0 未満は切り捨てて表示します。
- ⑥図面の位置取りは、原則北を上向きとし、方位は北方向に矢印等を記入します。
- ⑦境界杭の凡例を記載します。
- ⑧公図に基づく地番を記載します。なお、公図を基に参考として記載する地番の筆界線は、民地境界を特定しているとの誤解を生むため、道水路境界と結ばないで適当な空白を設け、破線で記載します。
- ⑨現地境界標の座標値及び多角点の座標値を記載します。なお、任意座標系、公共座標系(日本測地系、測地成果 2000、測地成果 2011) の別を記載します。
- ⑩境界点間の距離を記載します。境界点が接近し距離等が記入できない場合は、適宜引出線又は拡大図により記載します。
- ⑪道路幅員を記載します。
- ⑫法務局に縮尺が 1 / 5 0 0 の公図が備え付けられている場合、道水路境界協議図と公図を重ね合わせた図面を提出してください。
- ⑬過去の境界確認成果がある場合、変換座標と実測座標の差を記載してください。また、座標変換計算書を提出してください。

その他ご不明な点は担当者に確認をお願いします。

# ① 道水路境界協議図 ② S = 1 : 500

所在：本庄市本庄三丁目 1-1 地先



⑨ 座標一覧表

点名	X座標	Y座標	備考
1B100-1	26000.000	-58000.000	道路台帳基準点
1B100-2	26000.000	-58050.000	道路台帳基準点
1B100-3	26050.000	-58050.000	道路台帳基準点
1B100-4	26050.000	-58000.000	道路台帳基準点
T1	26032.000	-58000.000	補助多角点
T2	26032.000	-58025.000	補助多角点
T3	26032.000	-58050.000	補助多角点
K1	26030.000	-58040.000	新設
K2	26030.000	-58020.000	既設
K3	26034.000	-58045.000	既設
K4	26034.000	-58020.000	既設
K5	26034.000	-58040.000	新設
K6	26034.000	-58015.000	既設
K7	26010.000	-58020.000	参考
K8	26010.000	-58040.000	参考
K2 (30)	26030.010	-58020.010	平成30年1月査定済
K4 (30)	26034.010	-58020.010	平成30年1月査定済

⑦

凡	例
⊕	石 杭
⊖	金 属 鉋
⊙	コンクリート杭
⊗	プラスチック杭
⊚	金属プレート
⊛	金 属 杭
⊜	刻 印
⊝	ペ イ ン ト
⊞	計 算 点

令和〇年〇月〇〇日 作成  
 本庄市本庄〇丁目〇番地  
 〇〇〇〇〇〇事務所  
 土地家屋調査士 本庄 太郎  
 TEL 0495-25-〇〇〇〇

## V 道路境界確認書の作成方法

原則、土地所有者本人が道路境界確認書に署名・押印をしてください。ただし、下記に該当する場合はそれぞれの定めるところによります。

### 1. 申請地土地所有者の署名・押印

- (1) 法人が土地所有者の場合は代表者が署名・押印します。ただし、法人が解散又は倒産した場合は、清算人又は管財人等が署名・押印します。
- (2) 共有地の場合は、原則として共有者全員が署名・押印します。
- (3) 土地所有者が死亡している場合は、遺産分割協議書、遺言公正証書等がある場合は、その権利者が署名・押印します。それ以外の場合は、原則として法定相続人全員が署名・押印します。
- (4) 土地所有者が未成年者や成年被後見人などの制限行為能力者の場合は、法定代理人（親権者・後見人等）が署名・押印します。

### 2. 隣接及び対向地の土地所有者の署名・押印

- (1) 原則、1. 申請地土地所有者(1)～(5)を準用します。
- (2) 隣接及び対向地の土地所有者から確認が得られない場合や、立会が困難な場合は、境界確認担当者にご相談ください。

※道路境界確認書の押印に用いる印鑑は、「認印」で差し支えありません。ただし、インク浸透印（いわゆる「シャチハタ」）による押印は認められません。

全員の立会が終わった日付を記入してください。

令和 年 月 日

(あて先) 本庄市長

土地所有者 住所 本庄市〇丁目〇番〇号

氏名 A 印

隣接土地所有者 住所 本庄市△丁目△番△号

氏名 B 印

住所 本庄市×丁目×番×号

氏名 C 印

住所 本庄市□丁目□番□号

氏名 D 印

認印

## 道路境界確認書

下記記載の土地と道路・水路との境界は、現地立会の上何等異議ありませんので確認いたします。

区分	大字	字	地番	所有者	摘要
申請地	本庄三丁目		1-1	A	
隣接地	本庄三丁目		1-2	B	
	本庄三丁目		1-3	C	
	本庄三丁目		2-1	D	

## VI 道水路境界確定図の作成方法

道水路境界確定図は、別紙の作成例を参照の上、下記事項に留意し作成をお願いします。

- ①表題部については作成例を参考にし、申請地が複数ある場合は代表地番を記載します。
- ②用紙は日本工業規格 A 列 1 番、2 番、3 番、4 番とします。
- ③縮尺は、原則として 1 / 2 5 0 または 1 / 5 0 0 とします。
- ④寸法は算用数字を用います。
- ⑤境界線及び幅員の寸法は m (メートル) 単位とし、1 / 1 0 0 0 未満は切り捨てて表示します。
- ⑥図面の位置取りは、原則北を上向きとし、方位は北方向に矢印等を記入します。
- ⑦境界杭の凡例を記載します。
- ⑧公図に基づく地番を記載します。なお、公図を基に参考として記載する地番の筆界線は、民地境界を特定しているとの誤解を生むため、道水路境界と結ばないで適当な空白を設け、破線で記載します。
- ⑨現地境界標の座標値及び多角点の座標値を記載します。なお、任意座標系、公共座標系 (日本測地系、測地成果 2000、測地成果 2011) の別を記載します。
- ⑩境界点間の距離を記載します。境界点が接近し距離等が記入できない場合は、適宜引出線又は拡大図により記載します。
- ⑪道路幅員 (確定幅員) を記載します。

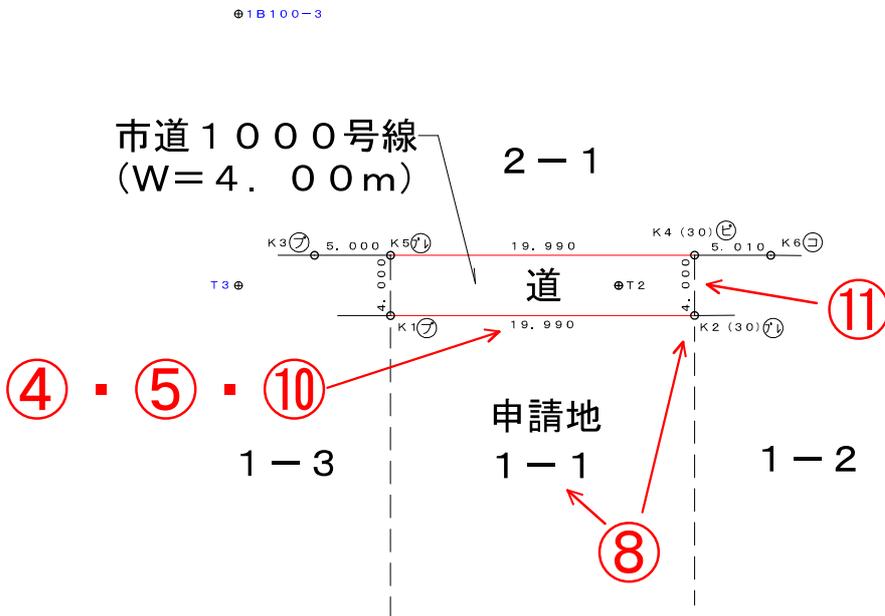
その他ご不明な点は担当者に確認をお願いします。

# ① 道水路境界確定図 ③ S = 1 : 500

所在：本庄市本庄三丁目 1-1 地先



⑥



⑨

座標一覧表

点名	X座標	Y座標	備考
1B100-1	26000.000	-58000.000	道路台帳基準点
1B100-2	26000.000	-58050.000	道路台帳基準点
1B100-3	26050.000	-58050.000	道路台帳基準点
1B100-4	26050.000	-58000.000	道路台帳基準点
T1	26032.000	-58000.000	補助多角点
T2	26032.000	-58025.000	補助多角点
T3	26032.000	-58050.000	補助多角点
K1	26030.000	-58040.000	新設
K3	26034.000	-58045.000	既設
K5	26034.000	-58040.000	新設
K6	26034.000	-58015.000	既設
K2 (30)	26030.010	-58020.010	平成30年1月査定済
K4 (30)	26034.010	-58020.010	平成30年1月査定済

世界測地系 (測地成果 2011) ・ IX系

⑦

凡	例
⊕	石 杭
⊖	金 属 鉋
⊙	コンクリート杭
⊗	プラスチック杭
⊚	金属プレート
⊛	金 属 杭
⊜	刻 印
⊝	ペイント
⊞	計 算 点

令和〇年〇月〇〇日 作成  
 本庄市本庄〇丁目〇番地  
 〇〇〇〇〇〇事務所  
 土地家屋調査士 本庄 太郎  
 TEL 0495-25-〇〇〇〇

様式第1号(第4条関係)

市道(水路)と民有地の境界確認申請書

申請地 本庄市 \_\_\_\_\_ 地先道路

申請地 住所 \_\_\_\_\_

所有者 氏名 \_\_\_\_\_

- 申請理由
- 1 建築確認申請に係る境界確認  
・道路後退用地部分の寄附の意思 (有 ・ 無)
  - 2 官民境界不明による境界確認
  - 3 その他( \_\_\_\_\_ )

※添付図書

位置図、公図の写し、関係地主一覧表、申請地及び関係地の測量図・分筆図及び登記事項証明書、委任状、印鑑証明書

年 月 日

申請人 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

(あて先)本庄市長

- 備考
- 1 申請人は、申請地所有者又は代理人。代理人により申請する場合は、委任状(別紙)を付けてください。
  - 2 当日は関係地主に印鑑持参の上、立ち会ってもらよう連絡をお願いします。関係地主とは、道路又は水路を挟み、申請地と対向する土地の地主と両側の隣接地主をいう。

# 關係地主一覽表

地 番	所 有 者	住 所	備 考

# 委任状

住所

私は、氏名

を代理人と定め

連絡先

下記の権限を委任します。

## 記

1. 市道（水路）と民有地の境界確認申請に関する一切の件。
2. 市道（水路）と民有地の境界確認立ち会いに関する一切の権限。
3. 市道（水路）境界に関する証明願等の申請、受領に関する一切の件。

（注意）該当する項目の番号を○で囲みください。

令和 年 月 日

委任者 住所

氏名

印（登録印）

連絡先

（あて先） 本 庄 市 長

令和 年 月 日

(あて先) 本庄市長

土地所有者 住所  
\_\_\_\_\_  
氏名 印  
\_\_\_\_\_

隣接土地所有者 住所  
\_\_\_\_\_  
氏名 印  
\_\_\_\_\_

住所  
\_\_\_\_\_  
氏名 印  
\_\_\_\_\_

住所  
\_\_\_\_\_  
氏名 印  
\_\_\_\_\_

## 道路境界確認書

下記記載の土地と道路・水路との境界は、現地立会の上何等異議ありませんので確認いたします。

区分	大字	字	地番	所有者	摘要
申請地					
隣接地					

# 取 下 書

申請書受付 年月日及受付番号	令和 年 月 日 受付第 号
申 請 地	
所 有 者	
申 請 理 由	
取 下 げ の 理 由	
取 下 年 月 日	令和 年 月 日
右取下げます。	
申 請 人	住所 氏名

様式第1号(第4条関係)

<p>公共基準点使用(包括)承認申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(あて先)本庄市長</p> <p style="text-align: right;">申請者 住所 氏 名</p> <p>本庄市公共基準点管理保全要綱第4条第1項の規定により公共基準点の使用について、 下記のとおり(包括)承認を申請します。</p>		
使用目的		
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで(日間)	
測量地域		
使用する 公共基準点	計 点	
測量方法		
測量計画 機関	名称	
	代表者氏名	
	所在地	TEL
測量作業 機関	名称	
	代表者氏名	
	所在地	TEL
備考		

様式第3号(第4条関係)

<p>公共基準点使用報告書</p> <p>(あて先)本庄市長</p> <p style="text-align: right;">報告者 住 所 名 称 担当者</p> <p>本庄市公共基準点の使用結果を下記のとおり報告します。</p>		
使用目的		
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで(日間)	
測量地域		
使用した公共基準点	計 点	
使用承認番号	承認番号 号	
測量作業機関	名 称	
	代表者氏名	
	所在地	TEL
使用結果 (精度)	No.                    ~No.                    相対精度1 : No.                    ~No.                    相対精度1 : No.                    ~No.                    相対精度1 : No.                    ~No.                    相対精度1 :	
特記事項	(故障点、異常点の状況を記載)	

令和 年 月 日

(あて先) 本 庄 市 長

立会証明書の押印について(依頼)

令和 年 月 日境界(立会・確認・確定)した下記の土地について、  
に使用したいので、別紙立会証明書に押印下さるよう  
お願い申し上げます。

※添付書類 位置図、測量図、公図写し、立会証明書副本  
(別紙・立会証明書原本)

申請人 住 所

氏 名

1. 所 在 地 本庄市

2. 土地所有者 住 所

氏 名

道路（水路）境界に関する証明願

下記所在の土地は、別紙図面のとおり決定したことを証明願います。

（あて先） 本 庄 市 長

令和 年 月 日

申請人 住 所  
氏 名  
連絡先

記

証明を要する土地 本庄市 丁目 番  
大字

所有者 住 所  
氏 名

※添付書類 位置図、測量図、公図の写

上記のとおり証明する。

第 号  
令和 年 月 日

本庄市長 吉 田 信 解